

足立区議会議長 工藤哲也様

足立区議会議員 30番 ぬかが和子印

文書質問書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テーマ及び質問項目

1 女性・多様性支援について

1. 困難な問題を抱える女性への支援法（女性支援法）の施行について

今年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（略称「女性支援法」）が成立した。女性たちは、DVや性虐待など家族からの暴力、性暴力、性的搾取、離婚、貧困、心身の疾患や障害、居場所の喪失、社会的孤立、予期しない妊娠・中絶・出産、孤立した子育てなど様々な困難を抱えている。このような困難を抱える女性たちを支援する仕組みがこの法律によって作られることになる。

この法律は、売春防止法の婦人保護事業に携わっている女性たちが中心となって長年にわたって求めてきたもので、1956年に制定された売春防止法に基づく「婦人保護事業」が抜本的に改革される第一歩となる。

「女性支援法」は、売春防止法の「補導処分」（第3章）や「保護更生」（第4章）を廃止し、その目的を「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み」、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため」、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し」、「人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与する」としている。

「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」としている。

基本理念として、①当事者の意思の尊重、②発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制の整備、③関係機関や民間団体との協働、④切れ目のない支援の実施、⑤人権の擁護や男女平等の実現を掲げている。

都道府県が基本方針に即して基本計画を定めることになり、市町村は努力義務とされている。また地方公共団体は、「支援調整会議」を組織するよう努めるものとされている。困難を抱える女性にとって実効性のある法律になるかどうかは今後の取り組みにかかっている。2年後の令和6年4月の施行までに、国をはじめ各都道府県や各市町村で実効性のある基本計画や施策を作ること、女性支援相談員の市町村への配置を含む体制を整

30番 めかが 和子

テーマ及び質問項目

え、予算を組むことなど課題は多く、これからはまさに正念場だ。

- (1) 足立区でも具体化をはかり、基本計画を作成すべきではないか。具体的には、国立市のような女性パーソナルサポート事業（困難を抱える女性を伴走型で支援するしくみ）を実施する考えはないか。
- (2) 23区のうち17区で設置している「配偶者暴力相談支援センター」を設置すべきではないか
- (3) 現在福祉事務所にいる女性相談員の非常勤化を行うことなく、待遇改善をさらにはかるべきと思うがどうか

2. リプロダクティブ・ヘルスライツについて

リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることであり、リプロダクティブ・ライツは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことである。これらを保障できる施策展開を求める。

「#みんなの生理と若者協議会の共同調査」では、9割以上の生徒・学生が生理によって学校、授業、部活、体育を休みたいと思ったことがある。うち7割が休むことを我慢している実態が明らかになった。中学校における生理休暇を実現する考えはないか。また、「いのちの安全教育」が来年度からスタートする。足立区では独自のマニュアルを作成したが、「性は怖い」とならないよう、人権と多様性の視点を中心にした学びとなるようにするとともに、包括的性教育を全中学校で実現するべきと思うがどうか。

3. ファミリーシップ制度の充実について

都のパートナーシップ制度がスタートした中、委員会で繰り返し求めてきた相互乗り入れ制度の充実をはかるべきではないか。

また、ファミリーシップ制度での証明書を活用できる行政サービスを、区営住宅への申込みだけでなく、他区で実施しているように「母子健康手帳等の代理申請」「犯罪被害者に対する遺族弔慰金の支給」「災害弔慰金・見舞金の支給」「介護保険負担限度額認定証の交付」でも活用できるように改善するべきと思うがどうか。

2 西新井駅周辺のまちづくりについて

1. 西新井駅西口南地区市街地再開発について

西新井駅西口南地区の市街地再開発について、ディベロッパーによる地権者説明会が行われた。当該エリアは、西新井駅西口新交通広場および主要区画道路②に面している。木造密集住宅が多いが、同時に、区有地（児童遊園・駐輪場）・公社保有地（交通広場用地の残地）も多く、区が有力な地権者となる。

30番 むかが 和子

テーマ及び質問項目

まだ準備組合も発足していない段階であるが、区は事業の是非も含め、地域住民の意向を尊重するスタンスで臨むべきと考えるがどうか。

仮に、準備組合や本組合を設立し、事業として実施される場合には、公園緑地や西口の課題である自転車駐輪場など、重視して取り組むべきと思うがどうか。

2. 西新井駅西口の自転車駐輪場について

西新井駅西口駅ビルに付設していた自転車駐輪場（一時利用 300 台分）が閉鎖され、駐輪場難民が生じており、改善をはかるべきだ。1000 m²近い売り場面積をもつドン・キホーテには全く駐輪場がない。同施設をはじめ各商業施設が付置義務を満たす駐輪場を確保するよう強く働きかけるべきではないか。区は「一時利用の駐輪場台数には空きがある」と判断しているようだが、調査時間が午前中では、実際の駐輪場ニーズとは異なる。公社所有地を活用して暫定的に駐輪場を設けるべきではないか。また、東武鉄道にも設置を強く働きかけるべきではないか。

3. 西新井駅西口の公衆喫煙所について

西新井駅西口仮設出入口が移動したことにより、開放型（パーテーション）喫煙所が駅出入口の目前になり、受動喫煙が増えている。ただちに移設すべきではないか。

4. 西新井駅東口の改善について

西新井駅東口は、タクシー乗り場もなく、はるかぜ等のバス停留場も何か所にもわたり分散している。エスカレーターもない。駅前交通広場の期待が高く、改善を目標とするべきではないか。当面、せめてタクシー乗り場の設置や、より分かりやすいバス乗り場案内・誘導をするべきではないか。昇降口先の区施設への案内サインや表示（地面上）の老朽化が著しい。ただちに改善をはかるべきではないか。

5. 大師前駅の複合施設について

区民事務所・住区センターを中心とした複合施設には、多くの方から期待の声が寄せられている。「気軽に発表できる場が少ない」という地域の文化的な要望にも応えられるよう、最大 200 名入れる会議室が、ギャラリーや小規模な合唱等音楽活動ができるようにすべきではないか。電子ピアノ等も付置すべきではないか。